

令和 7 年度

鳥取県介護福祉士修学資金
貸付制度のしおり

この修学資金は、県内の介護福祉士養成施設における公共職業訓練を受けた後、県内で介護福祉士業務等に従事される方のための貸付金です。

鳥取県 福祉保健部

ささえあい福祉局 長寿社会課

令和 7 年 4 月作成

目 次

I	鳥取県介護福祉士修学資金貸付制度の概要	1
1	修学資金の特徴	1
2	貸付けについて	2
3	貸付金の返還・猶予・免除について	2
II	修学資金の手続きについて	4
1	新規貸付申請について	4
2	修学資金の貸付けを受けたら（共通事項）	4
3	在学しているとき	5
4	貸付けが終了したとき（貸付期間の終期が到来）	5
5	返還の猶予を受けているとき（猶予期間中）	6
6	返還の免除（就業猶予期間が満了したとき）	6



I 鳥取県介護福祉士修学資金貸付制度の概要

1 修学資金の特徴

貸付けの条件は？

- ・次に掲げる要件を全て備えている方が対象です。
 - (1) 令和7年4月以降の介護福祉士養成施設入校者。
 - (2) 養成施設における公共職業訓練（訓練科が介護福祉士養成科であり、訓練期間が2年間のものに限る。）を受けている方。
 - (3) 将来県内において介護福祉士の業務に従事しようとする方。
 - (4) 過去に修学資金の貸付けを受けたことがない方。

修学資金の性格は？

- ・この修学資金は貸付金のため、返還が必要です。
- ・原則、貸付期間（月数）と同じ期間（月数）で返還します。
- ・訓練修了後、1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ県内で介護福祉士業務等に3年間従事すると、返還を免除します。

修学生の手続きは？

- ・この制度は、様々な場面で修学生からの届出が必要です。退学、住所や就業先の変更などは、規則に基づき、速やかに届出を行ってください。
- ・養成施設や就業先からは、県へ修学生の状況が報告されることはありません。必ず修学生から直接県へ連絡してください。
- ・手続きについて、不明な点があれば、お気軽に下記担当までご連絡ください。

連絡先

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 長寿社会課
(地域包括ケア推進担当)

電 話 0857-26-7689

ファクシミリ 0857-26-8168

電子メール choujyushakai@pref.tottori.lg.jp

※電子メールでお問い合わせの際は、必ず氏名、連絡先（電話番号）を明記してください。

メールでの返信を希望する場合は、鳥取県からのメールを受信できるように設定してください。

規則・条例

- ・鳥取県介護福祉士修学資金貸付規則
- ・貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例

2 貸付けについて

貸付額（月額）

5万円

※修学資金の貸付期間中の各年度の最初の月分の貸付月額には、8万円を加算します。

（修学に必要な教材の購入に充てる資金として）

※無利子

貸付期間

- ・貸付開始の月から養成施設を卒業する月まで（養成施設の正規の修業年限が上限）

貸付けの決定

- ・6月頃に貸付けの決定（通知）を行い、修学開始月分から貸付けを開始します。ただし、希望者が多数の場合は、ご希望に添えない場合もあります。また、貸付けの決定が遅れることがあります。
- ・今年度は、令和7年度分についてのみ貸付けの決定を行います。

貸付方法

- ・毎月1月分貸付けます。（初回は、修学開始月から貸付決定月までまとめて貸付けを行います。）
- ・ただし、初回以外で知事が必要があると認めた場合に限り、2月分以上をまとめて貸付けることができます。

連帯保証人

- ・貸付けを受けようとする方は、連帯保証人（資力のある方）を1名たてなければなりません。
- ・連帯保証人は、県内に居住する者でなければなりません。

貸付けの打ち切り（退学、辞退）

- ・公共職業訓練を修了せず養成施設を退学したときや貸付けを辞退したときなどは、その翌月分から貸付けを打ち切ります。
- ・退学日の翌月以降の分として、既に貸付けた修学資金がある場合は、直ちに返納が必要です。

3 貸付金の返還・猶予・免除について

（1）返還

返還期間

- ・貸付けが終了した後、次頁の（2）**返還の猶予**に該当しなければ、返還となります。
- ・原則、月賦又は半年賦の均等払で、貸付期間（月数）と同じ期間（月数）で返還

支払方法

- ・県への返還方法は、以下の2種類から選べます。

①納入通知書

毎月（半年賦の場合は半年に1回）、納入通知書を発行し、自宅へ郵送します。

県から納入通知書が届きましたら、指定の納入期限までに納入通知書を金融機関の窓口又はコンビニエンスストアでお支払いください。

②口座振替

毎月末に（半年賦の場合は半年に1回）ご指定の銀行口座から返還金の口座振替（引き落とし）を行います。ただし、振替日が休日及び祝祭日の場合は翌営業日に引き落とされます。

振替日に資金不足で引き落としができなかった場合は、後日、納付書をご自宅に送付しますので、納付書により金融機関の窓口又はコンビニエンスストアで納入してください。

なお、口座振替を希望する場合は、「返還明細書」とともに、「鳥取県口座振替依頼書」を金融機関で手続きした上、提出する必要があります。

（２）返還の猶予

猶予の条件

- ・以下に該当する場合は、返還の猶予を受けることができます。
 - ①修学資金の貸付けを打ち切られた後も引き続き養成施設における公共職業訓練を受けているとき。
 - ②県内等において介護福祉士業務等に従事しているとき。
 - ③災害、疫病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難になったとき。
 - ④その他特に理由があると認められるとき。
- ・返還の猶予を受けるためには、県へ申請が必要です。

（３）返還の免除

免除の条件

- ・公共職業訓練を修了した日から１年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内において介護福祉士業務等に３年間従事したとき等は、返還の免除を受けることができます。
- ・返還の免除を受けるためには県へ申請が必要です。

Ⅱ 修学資金の手続きについて

1 新規貸付申請について

申請方法について

郵送又は持参にて受け付けています。

申請に必要な書類

随時変更となる可能性がありますので、鳥取県ホームページで最新の情報をご確認ください。
(鳥取県ホームページ「鳥取県介護福祉士修学資金貸付制度」)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/322920.htm>

申請に必要な書類	備考
(1) 修学資金貸付申請書(様式第1号)	
(2) 誓約書(様式第2号)	
(3) 在学証明書	養成施設の様式で可。
(4) 振込口座が確認できる書類	貸付希望者の口座名義・カナ氏名・番号が確認できること。

添付書類の提出先

以下の宛先に郵送又は持参してください。

(郵送先) 〒680-8570

鳥取市東町一丁目220

鳥取県 福祉保健部 長寿社会課 地域包括ケア推進担当 行

申請及び添付書類の提出期限

令和7年5月30日(金) 必着

2 修学資金の貸付けを受けたら(共通事項)

修学資金の貸付決定後に、以下の要件に該当した場合は、必要な届出を行ってください。
(貸付けが終了した後も同様です。)

要件	提出書類
①修学生の氏名・住所が変わったとき	☐ 氏名(住所)変更届(様式第7号) ☐ 変更後の振込口座が確認できる書類
②連帯保証人の氏名・住所が変わったとき	☐ 連帯保証人氏名(住所)変更届(様式第15号)
③新たな連帯保証人をたてたとき	☐ 連帯保証人変更届(様式第17号)

3 在学しているとき

以下の要件に該当する場合は、県へ届出等が必要です。貸付けの打ち切り等の手続きを行いますので、事前に県の担当までご連絡ください。

要件	提出書類	備考
①退学	☐ 退学届（様式第8号） ☐ 借用証書（様式第3号） ☐ 返還明細書（様式第4号） ☐ 鳥取県口座振替依頼書	・退学した翌月から返還です。 ・退学日の翌月以降の貸付けを受けている場合は、返還金とは別に返納が必要です。 ・口座振替依頼書は返還金の口座引落しを希望する場合のみ提出
②辞退	☐ 辞退届（様式第9号） ☐ 借用証書（様式第3号） [返還の猶予を希望する場合] ☐ 返還猶予申請書（様式第5号） ☐ 在学証明書 [返還する場合] ☐ 返還明細書（様式第4号） ☐ 鳥取県口座振替依頼書	・辞退した日の翌月から貸付打ち切り、返還です。 ・養成施設に在学中は返還猶予申請により返還の猶予を受けることが可能です。 ・口座振替依頼書は返還金の口座引落しを希望する場合のみ提出

4 貸付けが終了したとき（貸付期間の終期が到来）

公共職業訓練を修了したときに提出が必要な書類は以下のとおりです。
貸付け終了の前月に、提出書類一式を修学生へ送付しますので、必要な書類を提出して下さい。

要件	提出書類	備考
修了	☐ 借用証書（様式第3号） ☐ 訓練修了届（様式第10号） ☐ 介護福祉士登録届（様式第11号） ☐ 就業届（様式第12号） ☐ 返還猶予申請書（様式第5号） ☐ 返還明細書（様式第4号） ☐ 鳥取県口座振替依頼書	・返還猶予申請を行わない場合は、修了した日の1年後の翌月から返還です。 ・口座振替依頼書は返還金の口座引落しを希望する場合のみ提出

5 返還の猶予を受けているとき（猶予期間中）

以下の要件に該当する場合は、県へ届出、申請を行ってください。

要件	提出書類	備考
①県内で就業先を変更したとき	☐ 就業証明書 …移転前の職場の就業期間の証明 ☐ 就業場所移転届（様式第 13 号） …移転後の職場の証明	
②離職、県外移転したとき	☐ 業務廃止届（様式第 14 号） ☐ 返還明細書（様式第 4 号） ☐ 就業証明書 ☐ 鳥取県口座振替依頼書	・離職した翌月から返還です。 ・口座振替依頼書は返還金の口座引落しを希望する場合のみ提出

6 返還の免除

以下の要件に該当する場合は、県へ届出、申請を行ってください。

要件	提出書類	備考
①公共職業訓練を修了した日から 1 年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内で介護福祉士業務等に 3 年間従事したとき	☐ 返還免除申請書（様式第 6 号） ☐ 就業証明書	【全額免除】
②県内において介護福祉士業務等に従事中に、業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けその業務に従事できなくなったとき	☐ 返還免除申請書（様式第 6 号） ☐ 主治医の診断書	【全額免除】 ・診断書には、就業できない期間（始期、終期等）を記載してもらってください。
③県内において介護福祉士業務等に従事中に、業務上の事由により死亡したとき	☐ 死亡届（様式第 16 号）	【全額免除】 ・連帯保証人が提出をしてください。
④②に該当する場合を除き、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため介護福祉士業務等に従事できなくなったとき	☐ 返還免除申請書（様式第 6 号） ☐ 主治医の診断書	【全額又は一部免除】 ・診断書には、就業できない期間（始期、終期等）を記載してもらってください。
⑤③に該当する場合を除き、死亡したとき	☐ 死亡届（様式第 16 号）	【全額又は一部免除】 ・連帯保証人が提出をしてください。